

**大網白里市福祉会館
指定管理者募集要項**

令和6年10月

大網白里市社会福祉課

目 次

1	管理を行わせようとする施設の概要	1
2	指定管理者が行う業務の範囲	1
3	指定の期間	1
4	指定管理料の額	1
5	応募資格	1
6	指定管理者の募集及び選定スケジュール	1
7	募集要項の配布	2
8	質問の受付及び回答	2
9	申請手続等	2
10	施設の運営管理に要する費用等	3
11	選定の基準、方法等	3
12	指定管理者の指定及び協定に関する事項	4
13	その他の留意事項	5
14	資料	5
15	問合先	5
第1号様式	指定管理者指定申請書	6
第2号様式	事業計画書	7
第3号様式	収支予算書	9
(別紙1)	質問書	10
(別紙2)	誓約書	11

大網白里市福祉会館指定管理者募集要項

大網白里市福祉会館について、管理業務を効率的に行うために、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定管理者を次のとおり募集する。

1 管理を行わせようとする施設の概要

- (1) 施設名称 大網白里市福祉会館
- (2) 所在地 大網白里市大網131番地2、133番地合併の1
- (3) 施設構造 RC造地上2階建て
- (4) 延床面積 414.08㎡
- (5) 敷地面積 481.32㎡

2 指定管理者が行う業務の範囲

大網白里市福祉会館の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第12号）第14条に規定する業務とする。

なお、業務に関する仕様及び管理の基準については、「大網白里市福祉会館指定管理業務仕様書」に定めるとおりとする。

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 指定管理料の額

指定管理者に支払う指定管理料の上限額は、5年間総額16,897,000円とする。

5 応募資格

社会福祉法人大網白里市社会福祉協議会

※大網白里市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定による「指定候補者選定の特例」を適用

6 指定管理者の募集及び選定スケジュール

予定期日	内容
令和6年10月2日（水）	募集要項の配布
令和6年10月9日（水）	質問書受付期限
令和6年10月16日（水）	質問に対する回答日
令和6年10月23日（水）	申請書類の受付期限
令和6年10月30日（水）	選定委員会（プレゼンテーション審査）
令和6年11月上旬	指定管理者候補選定結果の通知
令和6年12月	市議会第4回定例会 （指定管理者指定の議決）
令和7年4月1日（火）	業務開始

7 募集要項の配布

- (1) 配布日 令和6年10月2日(水)
(2) 配布場所 大網白里市社会福祉課 ※ホームページにも掲載
(大網白里市大網115番地2)

8 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和6年10月2日(水)から10月9日(水)午後5時まで
(2) 提出様式 質問書(別紙1)
(3) 受付方法 窓口を持参、郵送又は電子メールにより行うこと。
郵送の場合は、令和6年10月9日(水)必着のこと。
口頭による質問は受け付けないものとする。
(4) 回答方法 郵送又は電子メールにより行う。
(5) 回答日時 令和6年10月16日(水)午後3時

9 申請手続等

(1) 提出書類

番号	書類名	提出部数	
		正本	副本
1	大網白里市指定管理者指定申請書(別記第1号様式)	1	7
2	事業計画書(別記第2号様式)又は同様式の記載事項を満たすもの	1	7
3	収支予算書(別記第3号様式)又は同様式の記載事項を満たすもの	1	7
4	法人の登記事項証明書 ※ 申請日前3か月前に取得したもの	1	7
5	法人の定款、寄付行為、規約その他これらに準ずる書類	1	7
6	法人の決算関係書類 ※ 令和5年度の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、 財産目録その他これらに準ずる書類	1	7
7	直近1年間の国税、県税、市税の納税証明書 ※ 申請日前3か月以内に取得したもの	1	7
8	誓約書(別紙2)	1	7

(2) 提出部数等

正本1部及び副本(写し)7部を、1部ごとにA4サイズの紙ファイルに綴り提出すること。

また、インデックス等を活用し、書類ごとに綴った位置を明確にすること。

(3) 提出期間、提出方法等

- ① 提出期間 令和6年10月2日(水)から10月23日(水)まで
月曜日から金曜日(祝日を除く)
午前8時30分から午後5時まで
- ② 提出場所 〒299-3292
大網白里市大網115番地2 大網白里市社会福祉課

- ③ 提出方法 窓口を持参又は郵送により行うこと。
郵送の場合、書留郵便とし、令和6年10月23日(水)必着

(4) 提出書類の情報公開

提出された申請書類等は、大網白里市情報公開条例（平成12年条例第24号）に基づき情報公開の対象となり、情報公開請求があった場合は同条例に定める非公開情報（個人情報、公開すると法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）が記載されている部分を除き、原則公開となる。

なお、指定管理者の選定前において、選定に影響が出るおそれがある情報については、そのおそれなくなった時期に公開するものとする。

(5) 提出書類の留意事項

- ① 提案内容の変更禁止
提出期限後の提出書類の再提出及び差替えによる提案内容の変更はできないものとする（市が内容の訂正を求める場合を除く。）。
- ② 費用負担
応募に必要な費用は、申請者の負担となる。
- ③ 提出書類の取扱い
提出書類は、理由の如何を問わず返却しないものとする。
また、提出書類は、選定等のために必要な範囲で複製を作成する。

10 施設の運営管理に要する費用等

指定管理業務に要する経費は、予算の範囲内で金額、支払時期、支払方法等を定めた協定を年度ごとに締結し、指定管理料として指定管理者に支払いをする。

(1) 維持管理等経費に含まれるもの

市が支払う維持管理等経費に含まれるものについては、以下のとおりとなる。

- ① 管理費：修繕費、光熱水費、委託料、保守管理費、警備費等
② 事務費：通信費、消耗品費等

(2) 施設・設備補修関係

施設及び設備並びに備品等が破損又は損耗等した場合に備え、修繕等に要する費用を毎年度20万円予算措置することとし、修繕等は予算の範囲内において指定管理者の負担により行うこと。

(3) 会計帳簿等の明確化

指定管理者は、指定管理業務の遂行に当たっては、会計帳簿を明確にすること。

(4) 指定管理料の清算

指定管理料に過不足があった場合は毎年度清算することとする。

11 選定の基準、方法等

(1) 選定の基準

指定管理者の選定の基準は、大網白里市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年条例第11号）第4条に規定する基準及び以下に掲げる基準とする。

なお、基準の詳細及び配点は、別紙「選定評価表」のとおりとする。

- ① 市民福祉の向上の拠点として、福祉会館の設置目的を達成するに当たって必要な管理運営能力を有しているものであること。
② 事業計画書による福祉会館の運営が、利用者の公平を確保することができ、サービス向上が図られるものであること。

- ③ 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。
- ④ 事業計画書の内容が、当該管理を行う福祉会館の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ⑤ ①～④に掲げる選定の基準に照らすとともに、以下に掲げる事項を考慮して、総合的に判断する。
 - ア 施設運営の基本方針及び実施方針
 - イ 事業への具体的な取り組み方
 - ウ 施設の運営体制及び組織（人員配置、勤務体制等）
 - エ 適正な管理及び経理の事務処理
 - オ 安全管理、災害時・緊急時の対応
 - カ 環境や障害者等への配慮
 - キ 過去の実績等

(2) 選定審査

書類審査及びプレゼンテーションによる審査を行う。

(3) 選定の方法

指定管理者の選定に当たっては、大網白里市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成18年規則第10号）第4条第1項に規定する指定管理者選定委員会において審査した上で、選定を行う。

申請者からのプレゼンテーションに基づき、選定評価表による採点を行い、適当と認められた場合は、指定管理者の候補者として選定するものとする。ただし、選定すべき者の合計点が、総配点の6割未満であったときは、選定しないものとする。

(4) 選定結果の通知と公表

選定結果については、選定後、速やかに申請者に通知する。

なお、市ホームページに選定結果の概要を公表する予定である。

(5) 選定対象からの除外

下記の要件のいずれかに該当した場合は、選定の対象から除外する。

- ① 選定審査に対し不当な要求等を申し入れた場合
- ② 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ③ 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ④ 提出期間を経過してから提出書類が提出された場合
- ⑤ 提出書類提出後に事業計画の内容を変更した場合
- ⑥ その他不正な行為があった場合

1 2 指定管理者の指定及び協定に関する事項

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の候補者を指定管理者とする旨の議案を令和6年市議会第4回定例会（12月）に提出し、議案の議決をもって指定管理者として指定するものとする。

(2) 議会の議決を得られなかった場合等の措置

市議会の議決を得られなかった場合又は市議会の議決を経るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、当該候補者を指定管理者として指定しないこととする。この場合において、指定管理者（候補者を含む。）が福祉会館に係る業務及び管理の準備のために支出した費用等について、指定管理者の負担とする。

(3) 基本協定の締結

指定管理者の指定を受けたものは、管理運営業務の実施等に関する事項について、協議の上、市と基本協定を締結するものとする。

(4) 年度協定の締結

各年度の実施事項を定める年度協定を別途締結するものとする。

1 3 その他の留意事項

(1) 指定の取消し等

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合は、市長は、指定管理者の指定の取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとする。この場合において、指定管理者は市に応分の賠償をしなければならない。

なお、指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに市に報告するものとする。

(2) 管理業務の委託

指定管理者は、あらかじめ市が認めた場合は、業務の一部を指定管理者以外の者に委託し、又は請け負わせることができるものとする。

(3) 施設の管理等

指定管理者が利用者の利便性を高めるために、施設の改修、新規の備品の購入又は廃棄しようとする場合は、事前に市と協議し、決定することとする。

(4) 原状回復義務

指定管理者は、指定が終了したときは、福祉会館の施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。

(5) 事業の引継ぎ

指定期間が満了し、又は指定を取り消されたときは、速やかに福祉会館に関する事務を整理し、市に対して業務の引継ぎを行うものとする。

(6) 個人情報の取扱い

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう必要な措置を講じなければならない。

(7) その他の協議すべき事項

協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、市及び指定管理者双方が誠意を持って協議するものとする。

1 4 資料

- (1) 大網白里市福祉会館指定管理業務仕様書
- (2) 選定評価表

1 5 問合せ先

窓 口：大網白里市社会福祉課 社会福祉班

電 話：0475（70）0330

F A X：0475（72）8454

E-mail：fukushi@city.oamishirasato.lg.jp

別 記

第1号様式（第3条第1項）

大網白里市指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

大網白里市長 様

所在地
申請者 名称
代表者氏名
連絡先

下記の施設について、指定管理者の指定を受けたいので大網白里市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により申請します。

記

- 1 指定を受けようとする施設の名称
大網白里市福祉会館
- 2 添付書類

第2号様式（第3条第2項）

事業計画書

公の施設の名称	大網白里市福社会館			
申請年月日	年 月 日			
申請団体				
代表者氏名		設立年月日	年 月 日	
団体所在地				
電話番号		F A X 番号		
E-mail				
現在管理運営している類似施設	所在地	主な業務内容	運営開始年月日	
			開始	年 月 日
			終了	年 月 日
			開始	年 月 日
			終了	年 月 日
			開始	年 月 日
			終了	年 月 日
			開始	年 月 日

事業計画（別紙可）

- 1 管理運営を行うにあたっての経営方針について
- 2 安心・安全面からの管理運営の具体策など特徴的取組について
- 3 施設の管理について
 - ① 職員の配置（指揮命令系統が分かる組織図を含む。）
 - ② 職員の研修計画
- 4 施設の運営について
 - ① 年間の自主事業計画（事業計画及び収支予算）
 - ② サービスを向上させるための方策
 - ③ 利用者等の要望の把握及び実現策
 - ④ 利用者のトラブルの未然防止と対処方法
 - ⑤ その他（地域や他の施設との連携等）
- 5 個人情報の保護の措置について
- 6 緊急時の対応について
 - ① 防犯、防災の対応
 - ② その他緊急時の対応
- 7 団体の理念について
 - ① 団体の経営方針等
 - ② 指定管理者の指定を申請した理由
 - ③ 施設の現状に対する考え方及び将来展望
- 8 その他 特記すべき事項

第3号様式（第3条第2項）

収支予算書（ 年度）

（単位：千円）

		内 訳	備 考
収入合計（A）			
項目			
支出合計（B）			
項目	人件費		
	事務費		
	事業費		
	管理費		
収支（A）－（B）			

※ 指定管理者の指定期間となる期間の年度ごとに記入してください。

(別紙1)

令和6年 月 日

質 問 書

大網白里市長 様

	名 称
	担当者氏名
質問者	所 在 地
	電 話
	E-M a i l

大網白里市福祉会館指定管理者募集要項、大網白里市福祉会館指定管理業務仕様書等について、以下の質問がありますので提出します。

番号	資料名称 ページ・項目	質問内容
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

(別紙2)

令和 年 月 日

大網白里市長 様

所在地
申請者 名 称
代表者氏名
連絡先

誓 約 書

下記の資格要件については、事実と相違ないこと誓約します。

記

法人又はその代表者が次の事項に該当しないこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されている。
- ② 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消を受けてから2年を経過していない。
- ③ 市長又は副市長が地方自治法第142条に規定する役員等に相当する、又は同法第180条の5の規定より市に設置する委員会の委員が同法第180条の5第6項に規定する役員等に相当する（市が当該団体に対して資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している場合を除く。）。
- ④ 本市の市議会議員が地方自治法第92条の2に規定する役員等に相当する。
- ⑤ 国税、都道府県税又は市町村税を滞納している。
- ⑥ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定するものをいう。）又はその利益となる活動を行っている。
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生・再生手続中である。